第1回 広島市中央卸売市場新中央市場整備事業者選定部会 議事要旨

1 会議名

広島市中央卸売市場新中央市場整備事業者選定部会

2 開催日時

令和4年10月28日(金) 13:45~15:25

3 開催場所

広島市中央市場管理棟3階 大会議室(広島市西区草津港一丁目8番1号)

4 出席委員等

(1) 委員

渡邉一成(部会長)、矢野泉(副部会長)、金田一清香(欠席)、角倉英明、副島久実、塚井誠人、森高正博

(2) 事務局

津村経済観光局長、鈴木中央卸売市場長、登立新市場建設担当部長、北林東部市場長、 吉村市場総括担当課長、植野市場整備担当課長、徳村業務担当課長

5 議事

- (1) 部会長、副部会長の選任について
- (2) 議事の公開について
- (3) 広島市中央卸売市場新中央市場整備事業の概要について【非公開】
- (4) 事業者の選定方法について【非公開】

6 傍聴人の人数

4人(報道関係者を除く。)

7 部会資料

第1回 広島市中央卸売市場新中央市場整備事業者選定部会 配席図 広島市中央卸売市場新中央市場整備事業者選定部会 委員名簿

資料1 広島市情報公開条例第7条各号について

資料2 広島市中央卸売市場新中央市場整備事業の概要について

資料3 事業者の選定方法について

参考資料1 入札説明書(案)

参考資料 2 広島市中央卸売市場新中央市場整備事業 要求水準書 (案)

8 発言要旨

(1) 部会長、副部会長の選任について

(事務局)

・選定審議会の参考資料「広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則」の第7条第3項において、「部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。」と記載している。指名推薦の方法で選任することとしてはどうか。

<「異議なし」の声あり>

(矢野委員)

渡邉委員を推薦したいと思う。

渡邉委員は、「広島城三の丸整備等事業者選定審議会」において会長を務められており、また 「広島市サッカースタジアム整備等事業者選定審議会」及び「旧広島市民球場跡地整備等事業者 選定審議会」についても、選定審議会の委員を担われており、こうした事業者選定に 精通しておられることから、本部会の部会長にふさわしいのではないかと思うがどうか。

<「異議なし」の声あり>

(事務局)

・それでは、渡邉委員は、部会長に就任していただくこととし、ここからは、渡邉部会長に議 事の進行をお願いする。

(渡邉部会長)

・議事に沿って副部会長の選任を行う。副部会長については、私から推薦させていただきたい がどうか。

<「異議なし」の声あり>

(渡邉部会長)

・副部会長には、新中央市場建設検討会の座長を務められ、市場に精通されている矢野委員にお願いしたいと思うがどうか。

<「異議なし」の声あり>

(渡邉部会長)

・それでは、矢野委員に副部会長をお願いしたいと思う。

(2) 議事の公開について

(渡邉部会長)

・次に、議事(2)「議事の公開について」、事務局から資料の説明をお願いする。

(事務局)

・議事の公開の決定については、先ほどの選定審議会の資料2に記載している取扱要領の第2条第1項において、「審議会の会議は、これを公開する。ただし、次に掲げる議題について審議を行う場合は非公開とする。」としており、また同条第1号では「会議資料に広島市情報公開条例第7条各号に掲げる情報のうちいずれかが含まれる場合」及び第2号「その他公にすることが不適当と認める場合」と記載している。

また、同条第2項において「議題を非公開とする場合の決定は、会長に一任する。」としている。

このため、議事(3)及び議事(4)の公開の是非については、渡邉部会長に御判断していただきたいと考えているが、決定に当たって、各議事の内容について、事務局から説明させていただく。

議事(3)の内容については、現時点で対外的に公表していない本事業の詳細なスケジュールが 含まれており、議事(4)の内容は、契約の相手方の評価に関することを含んでいる。

これらは資料1に記載している広島市情報公開条例第7条第1項第3号の「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たるものと考えられる。

これらを踏まえて、御判断をいただきたい。

(渡邉部会長)

・この判断に当たって、皆様から御意見及び御質問をいただきたい。 <意見・質問なし>

(渡邉部会長)

・議事(3)の中では、今後のスケジュールについて記載されているところ、また議事(4)の中では、 評価項目について記載されているところから、これらの点については事務又は事業の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに当たり、公にすることが不適当と認められるものと 思われるが、委員の皆様はどうか。

<「異議なし」の声あり>

(渡邉部会長)

- ・それでは、議事(3)及び議事(4)については非公開にすることとする。 議事(3)及び議事(4)の内容ついては、非公開となったため、傍聴人及びマスコミ関係の皆様に ついては、大会議室から退席いただき、念のためこの建物の外へ退出願う。
- (3) 広島市中央卸売市場新中央市場整備事業の概要について (非公開のため省略)
- (4) 事業者の選定方法について

(非公開のため省略)